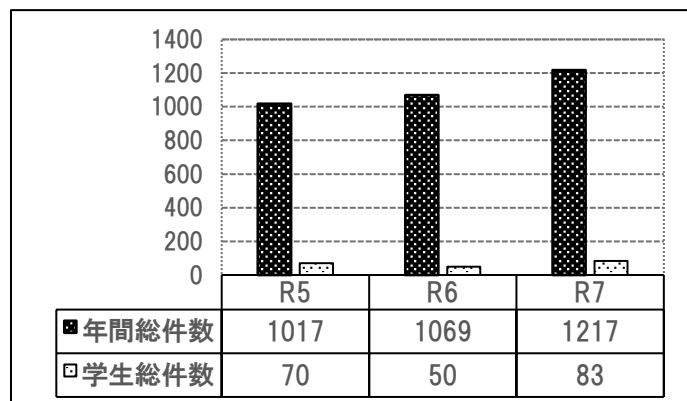




消費者トラブル注意報

【図1】 草津市相談件数



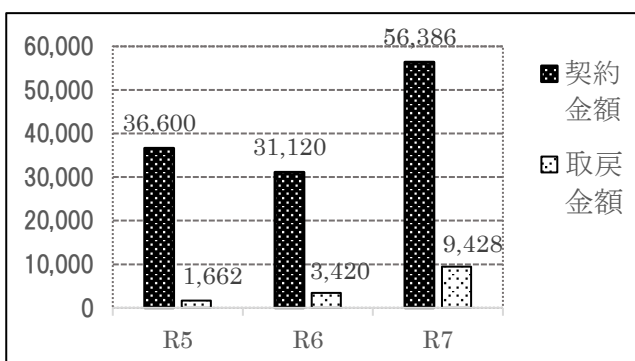
消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。学生のトラブル件数はR7年度はR6年度に比して、33件増加しましたが、契約金額の総額はほ

ぼ同額で 1,162万円と高額な被害額でした。成年になって結んだ契約は学生であっても「未成年者取消権」(民法5条)が使えません。契約成立後は簡単に契約を取り消せないため注意が必要です。最近ではほとんどがネットを介しての取引で、若者はSNSのDMから「起業や投資セミナー」「就活セミナー」「ネットワークビジネス」「副業」に勧誘され、消費者金融に借金をさせられたという相談が相次いでいます。また、「脱毛エステ」のトラブルは男女問わず増加傾向にあります。中高年は「定期購入」「ネットビジネス(せどり)」「ロマンス詐欺」「サブスク契約」「中古車(二輪含む)」等のトラブルが目立ちます。

契約をする前には必ず「契約する相手先」が本当に実在する事業者なのかを確認しましょう。契約はしたが解約先がわからないという相談も増えています。【図2】 契約金額と取戻し金額

【図2】は、令和7年度にセンターが「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センター介入で取り戻し金額は約9,428万円となりました。R7年度の契約総額が約5億6,386万円でしたので、契約金額全体の約 16%をセンターが支援し取り戻せました。最近ではネット上で顔の見えない取引が主なので被害額の取戻は困難です。契約は、相手の実態を調べた上で結ぶようにしましょう。



高校生への
授業風景

R7年度は市内中学・高等学校への消費者教育の出張授業に出向き、「契約とは？」から始まり、店舗購入で契約した場合やネット通販で契約した場合の「契約の成立時点」がいつになるのかを、弁護士からの説明を聞き学習しました。また、SNSで起こる様々な契約トラブルについて、学生が消費者被害4コマ漫画にアフレコをして「ネットの落とし穴」に落ちない様、気を付けることや、闇バイトについても学びました。